

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE※) 平成20年度創設

●地震、水害・土砂災害等から**国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務**

●地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、
人員・資機材の派遣体制等の充実を図り、危機管理体制を強化

※Technical Emergency Control Force

・これまでの国による緊急支援は**その都度**体制をとって対応

・あらかじめ職員をTEC-FORCE隊員として任命するなど、
事前に人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施
・平時にシミュレーション、訓練を行うことによりスキルアップ

活動内容

- 全国の地方支分部局職員等が本省の総合調整により活動
- 国が主体的に緊急調査を実施
- 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施

**事前に人員・資機材の派遣体制、
受け入れ体制を整備**



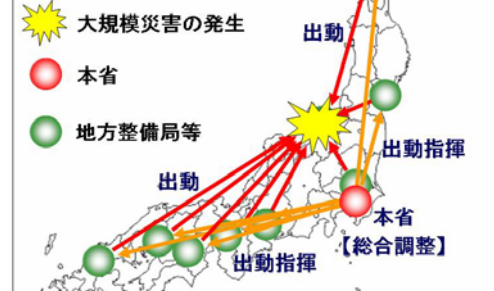
災害対策ヘリ



排水ポンプ車

- **被災状況の迅速な把握**
- **社会基盤施設の早期復旧**
 - ・初動対応の迅速化
 - ・専門チームによる集中対応
 - ・復旧対策に関する技術指導の充実・強化
- **二次災害の防止**
 - ・被災箇所に対する高度な技術指導
 - ・応急対策(立案・実施)
 - ・災害危険度予測(避難判断)
- **その他災害応急対策**
 - ・緊急輸送の調整

新潟県中越沖地震
における初動体制
のイメージ図



緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)について

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を設置する。

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁に設置する。

◆具体的な任務

被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援

①被災状況の迅速な把握

- ・ 河川、道路、港湾、空港、都市、住宅、砂防、海岸等に関する被害状況の把握の支援

②被害の発生及び拡大の防止

- ・ 河川・海岸・港湾施設からの氾濫・浸水や土砂災害等を防止する応急対策の支援
- ・ 建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定等の支援

③被災地の早期復旧

- ・ 河川、道路、港湾、空港、都市、砂防、海岸等の早期復旧のための技術的助言
- ・ 緊急物資輸送調整の支援